

「高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書の一部改正について」新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="248 368 954 432">治 山 林 道 必 携</p> <p data-bbox="344 663 855 807">委託業務設計積算編 (県運用事項等)</p> <p data-bbox="488 1102 714 1145"><u>令和4年8月</u></p> <p data-bbox="282 1297 922 1337">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>	<p data-bbox="1263 368 1968 432">治 山 林 道 必 携</p> <p data-bbox="1359 663 1870 807">委託業務設計積算編 (県運用事項等)</p> <p data-bbox="1498 1102 1724 1145"><u>令和4年7月</u></p> <p data-bbox="1296 1297 1937 1337">高知県林業振興・環境部 治山林道課</p>

目次

1.地質調査業務に関する運用事項

- 1- (1) 土質ボーリング（オールコア）の積算について
- 1- (2) 調査ボーリングの段落しについて
- 1- (3) 錐具とケーシングパイプの管径（mm）について
- 1- (4) 地盤情報データベースに登録するための検定費について
- 1- (5) 移動変形調査における標識観測歩掛について
- 1- (6) 移動変形調査における地中伸縮計歩掛について
- 1- (7) 地中伸縮計に用いるワイヤー等の計上数量について
- 1- (8) 地下水位調査（自記水位計）歩掛使用時の留意事項について
- 1- (9) メモリーカード式地下水位計及び簡易揚水試験の歩掛について
- 1- (10) 水平電気探査及び垂直電気探査歩掛について
- 1- (11) 雨量データ収集歩掛（県独自歩掛）について

2.測量業務に関する運用事項

- 2- (1) 技術管理費の積算方法について
- 2- (2) 2車線林道の測量業務について
- 2- (3) 2車線林道横断測量における測量幅及び測点間隔について
- 2- (4) 1車線林道測量における計画・準備について
- 2- (5) 保安林調査について

3.設計業務に関する運用事項

- 3- (1) 治山ダム予備設計の扱いについて
- 3- (2) 治山ダム実施設計歩掛について
- 3- (3) 護岸工実施設計歩掛について
- 3- (4) 流路工実施設計歩掛について
- 3- (5) 山腹工設計図作成に係る補正について
- 3- (6) 治山事業の測量・設計業務における計上区分について
- 3- (7) 林道設計における予備設計の扱いについて
- 3- (8) 2車線林道の実施設計について

目次

1.地質調査業務に関する運用事項

- 1- (1) 土質ボーリング（オールコア）の積算について
- 1- (2) 調査ボーリングの段落しについて
- 1- (3) 錐具とケーシングパイプの管径（mm）について
- 1- (4) 地盤情報データベースに登録するための検定費について
- 1- (5) 移動変形調査における標識観測歩掛について
- 1- (6) 移動変形調査における地中伸縮計歩掛について
- 1- (7) 地中伸縮計に用いるワイヤー等の計上数量について
- 1- (8) 地下水位調査（自記水位計）歩掛使用時の留意事項について
- 1- (9) メモリーカード式地下水位計及び簡易揚水試験の歩掛について
- 1- (10) 水平電気探査及び垂直電気探査歩掛について
- 1- (11) 雨量データ収集歩掛（県独自歩掛）について

2.測量業務に関する運用事項

- 2- (1) 技術管理費の積算方法について
- 2- (2) 2車線林道の測量業務について
- 2- (3) 2車線林道横断測量における測量幅及び測点間隔について
- 2- (4) 1車線林道測量における計画・準備について
- 2- (5) 保安林調査について

3.設計業務に関する運用事項

- 3- (1) 治山ダム予備設計の扱いについて
- 3- (2) 治山ダム実施設計歩掛について
- 3- (3) 護岸工実施設計歩掛について
- 3- (4) 流路工実施設計歩掛について
- 3- (5) 山腹工設計図作成に係る補正について
- 3- (6) 治山事業の測量・設計業務における計上区分について
- 3- (7) 林道設計における予備設計の扱いについて
- 3- (8) 2車線林道の実施設計について

- 3- (9) 2車線林道実施設計における構造物設計について
- 3- (10) 2車線林道の実施設計に係る報告書作成費について
- 3- (11) 1車線林道設計歩掛における1級林道割増について
- 3- (12) 1車線林道設計における線形計画・現地調査・線形決定について
- 3- (13) 紙媒体の図面から電子図面を作成する場合の歩掛軽減について
- 3- (14) 成果品（設計説明書作成）の作業内容について
- 3- (15) 一般構造物設計における予備設計の扱いについて

4.計画作成等業務に関する運用事項

- 4- (1) 治山施設点検業務について
- 4- (2) 林道橋定期点検業務について

5.その他運用事項・例規等

- 5- (1) 治山施設老朽化対策調査点検について
- 5- (2) 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務の管理技術者（照査技術者）の資格要件一覧表

(削除)

- 5- (3) 林道工事調査等業務標準歩掛
- 5- (4) 六価クロム抽出試験の設計書への計上について
- 5- (5) 治山事業測量委託業務標準工期の一部改正について
- 5- (6) 林道測量設計等委託業務標準工期の算定方法について
- 5- (7) 交通費の算定について
- 5- (8) 近接工事に係る諸経費の取扱いについて
- 5- (9) 指名競争入札における積算の取扱いについて
- 5- (10) 測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）の登録手続き及び登録料金の積算対応について
- 5- (11) 単価・歩掛適用日について
- 5- (12) 治山林道事業における電子納品運用に関するガイドライン（案）の取扱いについて

- 3- (9) 2車線林道実施設計における構造物設計について
- 3- (10) 2車線林道の実施設計に係る報告書作成費について
- 3- (11) 1車線林道設計歩掛における1級林道割増について
- 3- (12) 1車線林道設計における線形計画・現地調査・線形決定について
- 3- (13) 紙媒体の図面から電子図面を作成する場合の歩掛軽減について
- 3- (14) 成果品（設計説明書作成）の作業内容について
- 3- (15) 一般構造物設計における予備設計の扱いについて

4.計画作成等業務に関する運用事項

- 4- (1) 治山施設点検業務について
- 4- (2) 林道橋定期点検業務について

5.その他運用事項・例規等

- 5- (1) 治山施設老朽化対策調査点検について
- 5- (2) 治山事業調査等業務の管理技術者（照査技術者）の資格要件一覧表
- 5- (3) 林道事業調査等業務の管理技術者（照査技術者）の資格要件一覧表
- 5- (4) 林道工事調査等業務標準歩掛
- 5- (5) 六価クロム抽出試験の設計書への計上について
- 5- (6) 治山事業測量委託業務標準工期の一部改正について
- 5- (7) 林道測量設計等委託業務標準工期の算定方法について
- 5- (8) 交通費の算定について
- 5- (9) 近接工事に係る諸経費の取扱いについて
- 5- (10) 指名競争入札における積算の取扱いについて
- 5- (11) 測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）の登録手続き及び登録料金の積算対応について
- 5- (12) 単価・歩掛適用日について
- 5- (13) 治山林道事業における電子納品運用に関するガイドライン（案）の取扱いについて

5- (13) 電子成果品作成費の計上区分について

5- (14) 業務の打合せ等について

1.地質調査業務に関する運用事項 (略)

2.測量業務に関する運用事項 (略)

3.設計業務に関する運用事項

4. 計画作成等業務に関する運用事項 (略)

5. その他運用事項・例規等

5- (1) (略)

5- (2) **森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務の管理技術者(照査技術者)の資格要件一覧表1**

(令和4年度改正)

業務	要 件	森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る区分	森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る区分	照査技術者の配置が必要な業務	仕様書及び特記仕様書	主な設計委託業務内容				
測 量 業 務	①測量士 ②森林土木部門の実務経験 ・大学卒13年 ・短大・高専卒17年 ・高校卒20年 ・林業技術士(森林土木部門)4年	第3測量業務	第2編測量業務共通仕様書	構造設計	●高知県森林整備保全事業 調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書 ○測量業務特記仕様書	●治山ダム工、道路工、山腹工 なだれ防止工、地すべり防止工 林道開設にかかる測量設計業務。 ● 建築工、防雨排水工、森林整備 吹付緑化工、林道の改良・舗装等 (通常の測量設計委託業務)				
	①測量士 ②技術士 ※技術部門は建設部門又は、森林部門を指定。 但し、選択科目を問わない。 ③RCCM ※技術部門を指定(技術士の該当業務に関連する技術部門と同等の専門部門) ④建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規程により大臣が認定した者。 ※登録部門を指定。(技術士の該当業務に関連する技術部門と同等の登録部門)					第3測量業務	第2編測量業務共通仕様書	第2編測量業務共通仕様書	●高知県森林整備保全事業 調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書 ○測量業務特記仕様書	● 橋梁工及び隧道工にかかる測量 設計業務。 ● 特殊構造物で複雑なもの。 (高度な技術を有する測量設計委託業務)
	①測量士 ②技術士 ※技術部門は建設部門及び、森林部門の該当科目を指定。 ③RCCM ※専門部門を指定。 ④建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規程により大臣が認定した者。 ※登録部門を指定					第4設計業務	第3編設計業務共通仕様書	第3編設計業務共通仕様書	●高知県森林整備保全事業 調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書 ○測量業務特記仕様書	● 内容が技術的に極めて高度であり、複雑なものであると認められるもの。
地 質 調 査 業 務	①技術士 1)建設部門(土質及び基礎)又は応用理学部 門(地質) 2)1)以外の技術士で地質調査に関し実務経験5年以上の者。 ②RCCM ※専門部門を地質部門又は土質及び基礎部門とする。 ③地質調査技術士 ④地質調査業者登録規程3条1ロの規程により大臣が認定した者。	第2地質調査業務	第1編地質調査業務共通仕様書	●高知県森林整備保全事業 調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書 ○地質調査業務特記仕様書	● 地すべり防止調査解析業務。					

5- (14) 電子成果品作成費の計上区分について

5- (15) 業務の打合せ等について

1.地質調査業務に関する運用事項 (略)

2.測量業務に関する運用事項 (略)

3.設計業務に関する運用事項

4. 計画作成等業務に関する運用事項 (略)

5. その他運用事項・例規等

5- (1) ~5- (7) (略)

5- (2) **治山事業調査等業務の管理技術者(照査技術者)の資格要件一覧表1**

(26高治林第173号平成26年5月13日通知)

業務	要 件	業務区分	治山事業調査等業務共通仕様書における区分	治山事業調査等業務共通仕様書における区分	照査技術者の配置が必要な業務	仕様書及び特記仕様書	主な設計委託業務内容			
測 量 業 務	①測量士 ②森林土木部門の実務経験 大学卒13年 ・短大・高専卒17年 ・高校卒20年 ・林業技術士(森林土木部門)4年	第2測量業務	第2編測量業務	第2編測量業務	構造設計	●高知県森林整備保全事業 調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書 ○測量業務特記仕様書	● 治山ダム工、道路工、山腹工 なだれ防止工、地すべり防止工 林道開設にかかる測量設計業務。 ● 建築工、防雨排水工、森林整備 吹付緑化工、林道の改良・舗装等 (通常の測量設計委託業務)			
	①測量士 ②技術士 ※技術部門は建設部門又は、森林部門を指定。 但し、選択科目を問わない。 ③RCCM ※技術部門を指定(技術士の該当業務に関連する技術部門と同等の専門部門) ④建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規程により大臣が認定した者。 ※登録部門を指定。(技術士の該当業務に関連する技術部門と同等の登録部門)					第2測量業務	第2編測量業務	第2編測量業務	●高知県森林整備保全事業 調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書 ○測量業務特記仕様書	● 橋梁工及び隧道工にかかる測量 設計業務。 ● 特殊構造物で複雑なもの。 (高度な技術を有する測量設計委託業務)
	①測量士 ②技術士 ※技術部門は建設部門及び、森林部門の該当科目を指定。 ③RCCM ※専門部門を指定。 ④建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規程により大臣が認定した者。 ※登録部門を指定					第3設計業務	第3編設計業務	第3編設計業務	●高知県森林整備保全事業 調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書 ○測量業務特記仕様書	● 内容が技術的に極めて高度であり、複雑なものであると認められるもの。
地 質 調 査 業 務	①技術士 1)建設部門(土質及び基礎)又は応用理学部 門(地質) 2)1)以外で地質調査に関し実務経験5年以上の者。 ②RCCM ※専門部門を地質部門又は土質及び基礎部門とする。 ③地質調査技術士 ④地質調査業者登録規程3条1ロの規程により大臣が認定した者。	第2調査業務	第2編調査業務	第2編調査業務	●高知県森林整備保全事業 調査、測量、設計及び計画業務共通仕様書 ○地質調査業務特記仕様書	● 地すべり防止調査解析業務。				

(削除)

5- (3) ~5- (14) (略)

5- (3) 林道事業調査等業務の管理技術者（照査技術者）の資格要件
一覧表 1,2

5- (3) ~5- (15) (略)

新旧対照表(資格要件一覧表1拡大版)

(新)

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務の管理技術者(照査技術者)の資格要件一覧表 1
(令和4年度改正)

1/3

業務	資格要件	森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領における区分	高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書における区分	照査技術者の配置が必要な業務	仕様書及び特記仕様書	主な設計委託業務内容	
測量業務	①測量士 ②森林土木部門の実務経験 ・大学卒13年 ・短大・高専卒17年 ・高校卒20年 ・林業技士(森林土木部門)4年			橋梁設計	●高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書 ○測量業務特記仕様書	● 治山ダム工、流路工、山腹工なだれ防止工、地すべり防止工林道開設にかかる測量設計業務。 ● 護岸工、防潮護岸工、森林整備吹付緑化工、林道の改良・舗装等 (通常の測量設計委託業務)	
	①測量士 ②技術士 ※技術部門は建設部門又は、森林部門を指定。但し、選択科目を問わない。 ③RCCM ※技術部門を指定(技術士の該当業務に関連する技術部門と同等の専門部門) ④建設コンサルタント登録規程第3条第1号の口の規程により大臣が認定した者。 ※登録部門を指定。(技術士の該当業務に関連する技術部門と同等の登録部門)	⑤森林土木部門の実務経験 ・林業技士(森林土木部門)8年	第3部測量業務	第2編測量業務共通仕様書	隧道設計	●高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書 ○測量業務特記仕様書	● 橋梁工及び隧道工にかかる測量設計業務。 ● 特殊構造物で複雑なもの。 (高度な技術を有する測量設計委託業務)
	①測量士 ②技術士 ※技術部門は建設部門及び、森林部門の該当科目を指定。 ③RCCM ※専門部門を指定。 ④建設コンサルタント登録規程第3条第1号の口の規程により大臣が認定した者。 ※登録部門を指定。	⑤森林土木部門の実務経験 ・林業技士(森林土木部門)12年	第4部設計業務	第3編設計業務共通仕様書	二車線林道(保安林) 二車線林道設計(詳細設計) 一車線林道設計(詳細設計) 一車線林道設計(保安林)	●高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書 ○測量業務特記仕様書	● 内容が技術的に極めて高度であり、複雑なものであると認められるもの。
地質調査業務	①技術士 1)建設部門(土質及び基礎)又は応用理学部門(地質) 2)1)以外の技術士で地質調査に関し実務経験5年以上の者。 ②RCCM ※専門部門を地質部門又は土質及び基礎部門とする。 ③地質調査技士 ④地質調査業者登録規程3条1の口の規程により大臣が認定した者。	⑤地質(土質)調査、計測に関する業務の実務経験 ・大学・高専(指定学科)卒8年 ・高校卒(指定学科)卒10年 ・大学・高専卒10年 ・その他13年 ⑥森林土木部門の実務経験 ・林業技士(森林土木部門)8年 ・大学卒18年 ・短大・高専卒23年 ・高校卒27年	第2部地質調査業務	第1編地質・土質調査業務共通仕様書	●高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書 ○地質調査業務特記仕様書	● 地すべり防止調査解析業務。	

新旧対照表(資格要件一覧表1拡大版)

(旧)

治山事業調査等業務の管理技術者(照査技術者)の資格要件一覧表 1
(26高治林第173号平成26年5月13日通知)

1/2

業務	資格	実務経験	治山事業調査等標準歩掛かりにおける区分	治山調査等業務共通仕様書における区分	照査技術者の配置が必要な業務	仕様書及び特記仕様書	主な設計委託業務内容
測量業務	①測量士	②森林土木部門の実務期間 ・大学卒13年 ・短大・高専卒17年 ・高校卒20年 ・林業技士(森林土木部門)4年				●治山事業等調査等業務 共通仕様書 ○測量業務特記仕様書	● 治山ダム工、流路工、山腹工 なだれ防止工、地すべり防止工 林道開設にかかる測量設計業務。 ● 護岸工、防潮護岸工、森林整備 吹付緑化工、林道の改良・舗装等 (通常の測量設計委託業務)
	(新設) ①技術士 ※技術部門は建設部門又は、森林部門を指定。 但し、選択科目を問わない。 ②RCCM ※技術部門を指定(技術士の該当業務に関連する技術部門と同等の専門部門) ③建設コンサルタント登録規程第3条第1号の口の規程により大臣が認定した者。 ※登録部門を指定。(技術士の該当業務に関連する技術部門と同等の登録部門)	④森林土木部門の実務期間 ・林業技士(森林土木部門)8年	第2測量業務	第4編測量	橋梁設計	●治山事業等調査等業務 共通仕様書 ○測量業務特記仕様書	● 橋梁工及び隧道工にかかる測量設計業務。 ● 特殊構造物で複雑なもの。
	(新設) ①技術士 ※技術部門は建設部門及び、森林部門の該当科目を指定。 ②RCCM ※専門部門を指定。 ③建設コンサルタント登録規程第3条第1号の口の規程により大臣が認定した者。 ※登録部門を指定。	④森林土木部門の実務期間 ・林業技士(森林土木部門)12年	第3設計業務	第5編設計	隧道設計	(新設) (新設) (新設)	(高度な技術を有する測量設計委託業務)
	①技術士 1)建設部門(土質及び基礎)又は応用理学部門(地質) 2)1)以外で地質調査に関し実務経験5年以上の者。 ②RCCM ※専門部門を地質部門又は土質及び基礎部門とする。 ③地質調査技士 ④地質調査業者登録規程3条1の口の規程により大臣が認定した者。	⑤地質(土質)調査、計測に関する業務の実務期間 ・大学・高専(指定学科)卒8年 ・高校卒(指定学科)卒10年 ・大学・高専卒10年 ・その他13年 ⑥森林土木部門の実務期間 ・林業技士(森林土木部門)8年 ・大学卒18年 ・短大・高専卒23年 ・高校卒27年	第1調査業務 1-2-一般調査 1-2-2地すべり関係 1-3解析等調査 1-3-6地すべり関係調査	第2編一般調査 第2章地すべり防止調査 第3編解析等調査 第2章地すべり防止調査		●治山事業等調査等業務 共通仕様書 ○地質調査業務特記仕様書	● 地すべり防止調査解析業務。

新旧対照表(資格要件一覧表2拡大版)

(新)

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務の管理技術者(照査技術者)の資格要件一覧表 2
(令和4年度改正)

2/3

業務	資格要件	森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領における区分	高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書における区分	照査技術者の配置が必要な業務	仕様書及び特記仕様書	主な設計委託業務内容	
調査 設計 業務	①技術士 ※技術部門は建設部門又は、森林部門、並びに農業部門を指定。但し選択科目を問わない。 ②RCCM ※技術部門を技術士の技術部門(建設部門又は該当業務に関連する部門)と同等の専門部門に限定。 ③建設コンサルタント登録規程第3条第1号の口の規程により大臣が認定した者。 ※登録部門を技術士の技術部門(建設部門及び該当業務に関連する部門と同等の部門)に限定。	④建設コンサルタント業務の実務経験 ・大学卒13年 ・短大・高専卒15年 ・高校卒17年 ・技術士補(建設部門・森林部門農業部門)4年 ⑤森林土木部門の実務経験 ・大学卒18年 ・短大・高専卒23年 ・高校卒27年 ・林業技士(森林土木部門)8年				●高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書 ○調査設計業務特記仕様書	● 治山事業又は林道事業の計画策定に係る調査【治山事業に係る流域全体計画調査(総合治山事業の計画調査を含む。)及び林道事業に係る全体計画調査を除く】 (治山・林道事業の計画策定に係る調査)
	①技術士 ※技術部門は建設部門又は、森林部門を指定。但し、選択科目を問わない。 ②RCCM ※技術部門を指定(技術士の該当業務に関連する技術部門と同等の専門部門) ③建設コンサルタント登録規程第3条第1号の口の規程により大臣が認定した者。 ※登録部門を指定。(技術士の該当業務に関連する技術部門と同等の登録部門)	④森林土木部門の実務経験 ・林業技士(森林土木部門)8年	第5部 計画作成等業務	第3編設計業務共通仕様書 第4章治山計画作成等業務 第1山地治山等調査 第3治山流域別調査 第5章林道設計 第6章林道全体計画調査	全体計画調査	●高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書 ○調査設計業務特記仕様書	● 学識経験者等で構成される委員会を設けて行う調査。 ● 治山事業に係る流域全体計画調査(総合治山事業の計画調査を含む。)及び林道事業に係る全体計画調査 (通常の全体計画設計委託業務)
	①技術士 ※技術部門は建設部門及び、森林部門の該当科目を指定。 ②RCCM ※専門部門を指定。 ③建設コンサルタント登録規程第3条第1号の口の規程により大臣が認定した者。 ※登録部門を指定。	④森林土木部門の実務経験 ・林業技士(森林土木部門)12年				●高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書 ○調査設計業務特記仕様書	● 内容が技術的に極めて高度であり、複雑なものであると認められるもの。

新旧対照表(資格要件一覧表2拡大版)

(旧)

治山事業調査等業務の管理技術者(照査技術者)の資格要件一覧表 2
(26高治林第173号平成26年5月13日通知)

2/2

業務	資格	実務経歴	治山事業調査等標準歩掛かりにおける区分	治山調査等業務共通仕様書における区分	照査技術者の配置が必要な業務	仕様書及び特記仕様書	主な設計委託業務内容
調査 設計 業務	①技術士 ※技術部門は建設部門又は、森林部門、並びに農業部門を指定。但し選択科目を問わない。 ②RCCM ※技術部門を技術士の技術部門(建設部門又は該当業務に関連する部門)と同等の専門部門に限定。 ③建設コンサルタント登録規程第3条第1号の口の規程により大臣が認定した者。 ※登録部門を技術士の技術部門(建設部門及び該当業務に関連する部門と同等の部門)に限定。	④建設コンサルタント業務の実務期間 ・大学卒13年 ・短大・高専卒15年 ・高校卒17年 ・技術士補(建設部門・森林部門農業部門)4年 ⑤森林土木部門の実務期間 ・大学卒18年 ・短大・高専卒23年 ・高校卒27年 ・林業技士(森林土木部門)8年	第1調査業務 1-2-1一般調査	第2編一般調査 第1章山地治山等調査	全体計画調査	●治山事業等調査等業務 共通仕様書 ○調査設計業務特記仕様書	● 治山事業又は林道事業の計画策定に係る調査【治山事業に係る流域全体計画調査(総合治山事業の計画調査を含む。)及び林道事業に係る全体計画調査を除く】 (治山・林道事業の計画策定に係る調査)
	①技術士 ※技術部門は建設部門又は、森林部門を指定。但し、選択科目を問わない。 ②RCCM ※技術部門を指定(技術士の該当業務に関連する技術部門と同等の専門部門) ③建設コンサルタント登録規程第3条第1号の口の規程により大臣が認定した者。 ※登録部門を指定。(技術士の該当業務に関連する技術部門と同等の登録部門)	④森林土木部門の実務期間 ・林業技士(森林土木部門)8年	1-2-1一般調査 1-3解析等調査 1-3-2施設整備主体タイプ 1-3-3森林整備主体タイプ 1-3-4複合タイプ	第3編解析等調査 第1章山地治山等調査 第3章治山流域別調査		●治山事業等調査等業務 共通仕様書 ○調査設計業務特記仕様書	● 学識経験者等で構成される委員会を設けて行う調査。 ● 治山事業に係る流域全体計画調査(総合治山事業の計画調査を含む。)及び林道事業に係る全体計画調査 (通常の全体計画設計委託業務)
	①技術士 ※技術部門は建設部門及び、森林部門の該当科目を指定。 ②RCCM ※専門部門を指定。 ③建設コンサルタント登録規程第3条第1号の口の規程により大臣が認定した者。 ※登録部門を指定。	④森林土木部門の実務期間 ・林業技士(森林土木部門)12年				●治山事業等調査等業務 共通仕様書 ○調査設計業務特記仕様書	● 内容が技術的に極めて高度であり、複雑なものであると認められるもの。

新旧対照表(資格要件一覧表3拡大版)

(新)

森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務の管理技術者(照査技術者)の資格要件一覧表 3
(令和4年度改正)

3/3

業務	資格要件	森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領における区分	高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書における区分	照査技術者の配置が必要な業務	仕様書及び特記仕様書	主な委託業務内容
河山施設老朽化対策調査点検業務	<p>①技術士 ※技術部門は建設部門又は、森林部門、並びに農業部門を指定。但し選択科目を問わない。</p> <p>②RCCM ※技術部門を技術士の技術部門(建設部門又は該当業務に関連する部門)と同等の専門部門に限定。</p> <p>③建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規程により大臣が認定した者。 ※登録部門を技術士の技術部門(建設部門及び該当業務に関連する部門と同等の部門)に限定。</p> <p>④建設コンサルタント業務の実務経験 ・大学卒13年 ・短大・高専卒15年 ・高校卒17年 ・技術士補(建設部門・森林部門農業部門)4年 ⑤森林土木部門の実務経験 ・大学卒18年 ・短大・高専卒23年 ・高校卒27年 ・林業技士(森林土木部門)8年</p>	治山林道必携 委託業務設計積算編 (県運用事項等)5-(1)	第1編～第3編		<p>●高知県森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務共通仕様書</p> <p>○治山施設老朽化対策調査点検業務特記仕様書</p>	● 既存の治山施設の変状や施設周辺の山地における異常の有無の調査及び施設位置の突合
アウトソーシング 調査委託業務	⑤森林土木部門の実務経験 ・大学卒5年 ・短大・高専卒8年 ・高校卒11年		別途定める治山施設点検調査委託業務仕様書		<p>●治山施設点検調査委託業務仕様書</p> <p>○アウトソーシング治山施設点検調査委託業務特記仕様書</p>	● 設計図書に示された治山施設、落石対策施工地の現地調査
治山計画作成委託業務	<p>①測量士</p> <p>②技術士 ※技術部門は建設部門又は、森林部門を指定。但し、選択科目を問わない。</p> <p>③RCCM ※技術部門を指定(技術士の該当業務に関連する技術部門と同等の専門部門)</p> <p>④建設コンサルタント登録規程第3条第1号のロの規程により大臣が認定した者。 ※登録部門を指定。(技術士の該当業務に関連する技術部門と同等の登録部門)</p> <p>⑤森林土木部門の実務経験 ・林業技士(森林土木部門)8年</p>	別途定めるアウトソーシング委託業務標準歩掛による	別途定める治山計画作成委託業務仕様書		<p>●治山計画作成委託業務仕様書</p> <p>○アウトソーシング治山計画委託業務特記仕様書</p>	● 治山事業の測量・設計及び計画業務
治山計画(保安林改良)作成委託業務	①森林整備業務の実務経験 ・従事期間3年		別途定める治山計画(保安林改良)作成委託業務仕様書		<p>●治山計画(保安林改良)作成委託業務仕様書</p> <p>○アウトソーシング治山計画(保安林改良)委託業務特記仕様書</p>	● 治山計画(保安林改良)作成委託業務

5-(3) 林道事業調査等業務の管理技術者(照査技術者)の資格要件一覧表1,2については、5-(2)へ統合し、削除

新旧対照表(資格要件一覧表3拡大版)

(旧)

(新設)